



# 三重県公報

令和6年2月2日 (金)

第 486 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
75	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更	(水産資源管理課)	2
76	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	2
77	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	2
<b>公 告</b>			
	農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課)	3
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	3
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	3
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	(林業研究所)	3
	同伴	(教育委員会)	10
	落札者を決定した旨	(警察本部)	13

**告 示**

**三重県告示第 75 号**

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量（令和 5 年三重県告示第 227 号）を以下のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表します。

令和 6 年 2 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前																				
<p>第 2 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量 47.5 トン</p> <p>2 三重県の知事管理漁獲可能量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業</td> <td style="text-align: center;">19.9 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td> <td style="text-align: center;">10.5 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業</td> <td style="text-align: center;">4.0 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業</td> <td style="text-align: center;">13.1 トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	19.9 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	10.5 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	4.0 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	13.1 トン	<p>第 2 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量 47.5 トン</p> <p>2 三重県の知事管理漁獲可能量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業</td> <td style="text-align: center;">17.7 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td> <td style="text-align: center;">10.5 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業</td> <td style="text-align: center;">4.0 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業</td> <td style="text-align: center;">13.1 トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	17.7 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	10.5 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	4.0 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	13.1 トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	19.9 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	10.5 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	4.0 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	13.1 トン																				
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	17.7 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	10.5 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	4.0 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	13.1 トン																				

**三重県告示第 76 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。  
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 2 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類      県道
- 2 路 線 名      紀勢インター線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員   メートル	延長   メートル
度会郡大紀町崎字横谷 1482 番 5 地先から 度会郡大紀町崎字横谷 1539 番 3 地先まで	旧新	7.8～11.6	179.3
	新	8.5～18.1	199.3

**三重県告示第 77 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。  
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 2 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 紀勢インター線	度会郡大紀町崎字横谷 1482 番 5 地先から 度会郡大紀町崎字横谷 1539 番 3 地先まで	令和 6 年 2 月 2 日

<b>公 告</b>
------------

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 6 年 2 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		農地中間管理権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
山岸 芳樹	津市	津市河芸町影重沢 716

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 6 年 2 月 2 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 1 月 12 日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和 6 年 2 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（砂防基盤地図作成）

2 作業地域

名張市丸之内、伊賀市丸柱及び同市音羽

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 2 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 1 月 23 日	いなべ市員弁町上笠田字東垣内 1705-12 ほか及び字野畑 2665-3 ほか 8 筆	愛知県岡崎市日名西町 4-21 HYネクスト株式会社 代表取締役 広瀬 義勝
令和 6 年 1 月 23 日	いなべ市員弁町畑新田字西垣内 543-1 ほか 6 筆及び大泉新田字野溜 6-3 ほか 16 筆ほか	鈴鹿市岡田 2 丁目 7-23 太洋不動産株式会社 代表取締役 高橋 弘志

<b>特定調達公告</b>
---------------

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 6 年 2 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和 6～10 年度みえ森づくりサポートセンター運営業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

- (3) 委託期間  
契約締結の日から令和 11 年 3 月 30 日（金）までとします。
  - (4) 委託業務履行場所  
三重県林業研究所交流館（津市白山町二本木 3769-1）及び県内全域
  - (5) 総合評価方式による一般競争入札  
本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格  
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 落札資格  
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。  
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。  
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
  - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。  
なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要とします。
  - (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
  - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
  - (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和 6 年 2 月 13 日（火）15 時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 13 の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。
- また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を 11(7)に掲げる締切日時までに提出してください。
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請
  - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
  - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- 5 技術提案書の作成について
- (1) 「落札者決定基準」及び「技術提案書の記述及び評価の考え方」に基づき作成してください。
  - (2) 提出部数は、2 部（正本 1 部及び複写用の副本 1 部）とします。
  - (3) 原稿サイズは A4 を基本（図表等で A4 では収まらない場合は、A3 を認めます。）とし、両面使用により頁数は概ね 40 頁程度としてください。また、フラットファイル等で製本にしてください。
  - (4) 目次、ページ及びインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けなくてください。）。
  - (5) 製本の編綴順序は、「技術提案書の記述及び評価の考え方」の順序のとおり編綴してください。
  - (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同

様とします。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。

#### 6 技術提案書聴取会の実施について

「技術提案書の記述及び評価の考え方」に沿って技術提案書聴取会を行いますので、本案件担当予定者は必ず出席をお願いします。

なお、詳細は 11(4)に掲げる日程により実施します。

#### 7 入札方法及び落札者の決定方法について

(1) 「入札に際しての注意事項」及び別紙「落札者決定基準」によるものとします。

(2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。

(3) 入札保証金は、入札金額の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金が必要な場合は競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

#### 8 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。

(2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約は、14 に掲げる所属で行います。

(4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

#### 9 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### 10 その他

(1) 当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、11(1)にある締切日時までに行うものとします。（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。）

(2) 本入札の事項その他に関し疑義がある場合は、13 に掲げる所属に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 本入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

(6) その他必要な事項は、規則及び三重県物件等電子調達システム（物件等）運用基準等に規定するところによります。

(7) 入札参加者が 1 者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。

(8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

(9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。

(10) 技術提案書等の作成にかかる経費については、同提案書提出者の負担とします。

また、入札等に関する経費においても同様とします。

- (11) 参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続きにおいて、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件入札手続きの停止等を行うことがあります。

- (12) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等厳正な措置を講じます。
- (13) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 11 期間の設定

- (1) 質疑等の提出締切日時

令和6年2月8日（木）15時までに、本システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、13に掲げる所属へ書面（FAX可）で質疑申請を行ってください。質疑への回答は、令和6年2月9日（金）15時までに、「入札情報サービスシステム」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

- (2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

令和6年2月13日（火）15時までに本システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、「競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）」を、13に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。

結果通知は、本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合は令和6年2月29日（木）17時まで本システム上で、書面による競争入札資格確認申請の場合は令和6年2月28日（水）17時までに通知書を発送します。

- (3) 技術提案書等提出の日時及び方法

令和6年3月1日（金）から同年3月7日（木）15時までに14に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください（上記期間内必着）。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は封筒等の外側に「令和6～10年度みえ森づくりサポートセンター運営業務委託 提案書等在中」と記載してください。

- (4) 技術提案書聴取会の日時等

ア 日程は令和6年3月11日（月）の予定です。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、説明は15分以内とします。

エ 出席者は、本案件担当予定者を含め3名以内とします。

- (5) 入札書提出の日時及び方法

令和6年3月14日（木）10時までに、本システムにより提出してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第71条第7号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

(再入札を行う場合) 別途通知します。

※ 書面により入札書を提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、令和6年3月1日(金)から同月14日(木)10時までの間に、下記に指定する郵便局へ「局留郵便」として到着するよう送付してください(必着)。

送付先

〒515-2699 三重県津市白山町二本木 849-2

宛先 白山郵便局留め

受取人 三重県林業研究所企画調整課

案件名 令和6~10年度みえ森づくりサポートセンター運営業務委託入札書在中

(6) 開札の日時及び場所

日時 令和6年3月14日(木)10時10分

場所 13に掲げる所属

※ 開札に立ち合いを希望される場合は、開札日の1週間前までに13に掲げる所属へ連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあつては、令和6年3月15日(金)17時までに4(2)及び(3)の書類を13に掲げる所属へ提出してください。ただし、再入札を行う場合には、別途提出期限を定めます。

12 調達システム利用登録申請を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課 企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

13 入札に関する事務を担当する所属

〒515-2602 三重県津市白山町二本木 3769-1

三重県林業研究所 企画調整課 担当 植田

電話 059-262-0110 ファクシミリ 059-262-0960

14 契約に関する事務を担当する所属

〒515-2602 三重県津市白山町二本木 3769-1

三重県林業研究所 普及・森林教育課 担当 本田

電話 059-262-5352 ファクシミリ 059-262-0960

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Outsourcing of management support center for forest environmental and forest conservation volunteer

(2) Submission of Proposal:

Paper proposal submitted by registered mail must be received at the Managing Authority between, on Friday, March 1, 2024 and 3:00 P.M. on Thursday, March 7, 2024.

(3) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Thursday, March 14, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, March 1, 2024 and 10:00 A.M. on Thursday, March 14, 2024.

(4) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:10 A.M. on Thursday, March 14, 2024.

(5) Managing Authority:

Extension/Forest Education Division, Forestry Research Institute, Mie Prefecture

3769-1 Nihongi, Hakusan-cho, Tsu-city, Mie 515-2602, Japan

TEL:059-262-5352

別記「落札者決定基準」

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に提案内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び提案内容の評価（技術評価点…事業実施全般、運営に関すること、森林教育に関する業務、森づくり活動に関する業務、共通する業務）の観点で評価します。

1 入札価格の評価

「価格評価点」は 150 点を満点とし、以下の計算式により算出する。

$$\text{「価格評価点」} = 150 \times (1 - X / K)$$

X：入札価格（消費税及び地方消費税を含みます。）（円）

令和 6 年度から令和 10 年度までの年度別価格の総合計が入札価格となる。

K：評価基準額（消費税及び地方消費税を含みます。）（円）

本件に係る評価基準額は以下のとおりである。

$$\text{評価基準額} = 135,546,400 \text{ 円}$$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 入札価格及び評価基準額については、全て消費税及び地方消費税を含む金額で計算を行うものとします。

2 提案内容の評価

6 に記載のある表中の評価項目に掲げる要件に基づき提案内容を審査し（聴取を含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記 1 及び 2 で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とします。

4 有効数字

「価格評価点」、「技術評価点」の算出は、小数点以下 7 桁目までとし、小数点以下 8 桁目以降は切捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

当該入札者間で三重県電子調達システム（物件等）を利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は 1:3 とし、「価格評価点」150 点、「技術評価点」450 点の計 600 点満点とします。

評価項目毎の点数配分は下表のとおりとし、詳細な評価項目は別添の「技術提案書の記述内容及び評価の考え方」に示します。

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	評価基準額との比較	150	
技術評価	技術要件	事業実施全般	450	50
		運営に関すること		85
		森林教育に関する業務		180
		森づくり活動に関する業務		55
		共通する業務		80



令和6～10年度みえ森づくりサポートセンター運営業務委託 総合評価一般競争入札 (WTO)

技術提案書の記述内容及び評価の考え方

評価項目	記述内容	配点	項目加重点	満点	配点	評価の視点
1. 事業実施全般						
①-1	本事業に対する基本方針	・本事業に望む目的や課題を明確に把握し、その目的の実現に向けた基本方針を記述すること。	5	5	25	50 配点は、3点を基準点とし、特に優れているものは5点、優れているものは4点、劣っているものは2点、特に劣っているものは1点、記述がない場合は0点とする。
①-2	提案者企業情報	・業務概要及び実績等を明確に示すこと。	5	5	25	
2. 運営に関すること						
②-1	業務体制	・職員の体制について記述すること。 ・新たな職員の採用を行う場合は、採用に当たっての考え方について記述すること。	5	5	25	85 配点は、3点を基準点とし、特に優れているものは5点、優れているものは4点、劣っているものは2点、特に劣っているものは1点、記述がない場合は0点とする。
②-2	危機管理体制	・危機管理体制について記述すること。	5	3	15	
②-3	職員の育成	・職員の育成、運営及び安全管理に必要な研修について記述すること。	5	3	15	
②-4	年間事業計画(案)	・運営に当たっての年間事業計画(案)について記述すること。	5	3	15	
②-5	業務報告	・業務報告の方針を具体的に記述すること。	5	3	15	
3. 森林教育に関する業務						
③-1	一般県民を対象とした森林教育	・みえ森林教育講座の開催・運営方針を具体的に示すこと。	5	5	25	180 配点は、3点を基準点とし、特に優れているものは5点、優れているものは4点、劣っているものは2点、特に劣っているものは1点、記述がない場合は0点とする。
③-2	指導者を対象とした森林教育	・森のせんせい養成講座の開催・運営方針を具体的に示すこと。	5	5	25	
③-3	学校教育関係者対象の研修	・研修方針について具体的に示すこと。	5	3	15	
③-4	指導者の育成	・森のせんせいの登録について具体的に示すこと。 ・指導者の育成方針について具体的に示すこと。	5	5	25	
③-5	森の学校の開催	・森の学校の開催・運営方針について具体的に示すこと。	5	5	25	
③-6	出前授業の実施	・学校等における出前授業の取組方針を具体的に示すこと。	5	5	25	
③-7	森林教育活動のコーディネート	・森林教育活動を希望する市町や教育機関におけるコーディネート方針について具体的に示すこと。	5	5	25	
③-8	木材に親しむ場づくり	・「ミエトイ・キャラバン」の実施方針について具体的に示すこと。	5	3	15	
4. 森づくり活動に関する業務						
④-1	森づくり活動のコーディネート	・市町が県と連携して開催する県民参加の植樹祭などの活動支援方針を具体的に示すこと。	5	5	25	55 配点は、3点を基準点とし、特に優れているものは5点、優れているものは4点、劣っているものは2点、特に劣っているものは1点、記述がない場合は0点とする。
④-2	森づくり活動団体の活動支援	・森づくり活動団体の活動支援の方針について示すこと。	5	3	15	
④-3	森づくり活動支援講座の開催	・森づくり活動支援講座の開催・運営方針を具体的に示すこと。	5	3	15	
5. 共通する業務						
⑤-1	広報	・サポートセンターの広報の方針について、具体的に示すこと。(パンフレット、森づくりニュース、ホームページ、SNS) ・使用するSNSごとに、発信する対象と情報を示すこと。 ・ホームページのデザイン案を示すこと。	5	5	25	80 配点は、3点を基準点とし、特に優れているものは5点、優れているものは4点、劣っているものは2点、特に劣っているものは1点、記述がない場合は0点とする。
⑤-2	事業効果の分析と業務の改善	・関係者からのアンケート調査の方針について、具体的に示すこと。 ・事業改善にむけた方針について、具体的に示すこと。	5	5	25	
⑤-3	相談対応	・相談対応の方針について具体的に示すこと。	5	3	15	
⑤-4	資器材、木育用遊具等の貸出	・貸出の手続きや貸出対象について、具体的に示すこと。	5	3	15	

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年2月2日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 委託業務名

三重県教育委員会S I（System Integration）支援委託業務

##### (2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

##### (3) 委託期間

令和6年4月1日（月）から令和9年3月31日（水）までとします。

##### (4) 委託業務履行場所

調達説明書（仕様書）で指定するとおりとします。

#### 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

##### (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

##### (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 経済産業省所管の情報処理技術者試験における高度試験（レベル4）合格者など、共通キャリア・スキルフレームワークのレベル定義でレベル4以上（海外企業においてはそれと同等の資格であること。）と判断される技術者が本支援業務に対して担当すること。

オ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運用するI SMS適合性評価制度においてI SMS認証若しくはこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムに関する認証を取得していること又はこれと同程度の情報セキュリティマネジメントシステムが機能していること。

#### 3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

#### 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を令和6年2月20日（火）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (4) 2(2)エ及びオに定める落札資格を有することを説明する書類(証明する書類の写し等)
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県教育委員会事務局教育総務課教育 ICT 化推進班 担当 水谷、中村  
電話 059-224-3008 ファクシミリ 059-224-2319
- (2) 契約条項を示す場所  
(1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法  
本公告日から令和 6 年 3 月 14 日(木)まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和 6 年 2 月 27 日(火) 17 時まで本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和 6 年 2 月 27 日(火) 17 時まで通知書を発送します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
- ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から令和 6 年 3 月 14 日(木) 10 時まで
- イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。  
提出締切日時 令和 6 年 3 月 14 日(木) 10 時  
なお、入札書は郵便局留め期間の 10 日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。
- 送付先  
〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地  
宛 先 三重県庁内郵便局留  
受取人 三重県教育委員会事務局教育総務課教育 ICT 化推進班  
案件名 三重県教育委員会 S I (System Integration) 支援委託業務入札所在中
- (7) 開札の日時及び場所  
日時 令和 6 年 3 月 14 日(木) 10 時 10 分  
場所 三重県津市広明町 13 番地  
三重県教育委員会事務局教育総務課
- (8) 入札方法等に関する事項
- ア 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。
- イ 入札保証金  
入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。)第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- ウ 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生

法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときに除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

### 7 Summary

#### (1) Subject Matter of the Contract :

Support consignment business of the System Integration of Mie Prefectural Board of Education

#### (2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Thursday, March 14, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 10:00 A.M. on Thursday, March 14, 2024.

#### (3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:10 A.M. on Thursday, March 14, 2024.

#### (4) Managing Authority :

Education General Affairs Division, Mie Prefectural Board of Education

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3008

FAX:059-224-2319

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年2月2日

三重県警察本部長 難波正樹

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 新運転者管理システム用事務処理端末、プリンタ、サーバ等機器賃貸借（保守付）          |
| 2 | 担当部局    | 三重県津市栄町一丁目100番地<br>三重県警察本部警務部会計課調達係            |
| 3 | 落札者決定日  | 令和5年10月17日                                     |
| 4 | 落札者     | 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号<br>株式会社J E C C 営業統括本部長 飯倉 義一 |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 364,420,800円<br>契約金額 400,862,880円         |
| 6 | 決定手続    | 一般競争入札   |
| 7 | 入札公告日   | 令和5年8月4日                                       |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>